

XBOARD サービス利用約款

この「XBOARD サービス利用約款」（以下「本約款」といいます。）は、「XBOARD」サービス利用申込書によって定められたアマナグループのうちいずれか1社（以下、「当社」といいます。）が著作権その他知的財産権を有し提供する、コンテンツの登録・管理・公開を可能とするクラウドサービス「XBOARD」（以下「本サービス」といいます。）の利用の条件を定めるものであり、本サービスを利用される方（以下「契約者」といいます。）に適用されます。なお、当社および契約者は、本約款が添付された申込書にかかる本サービスについては、本約款の定めに従い提供または利用するものとします。

第1条 （利用許諾）

当社は、契約者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスを契約者が利用することを許諾します。

第2条 （本サービスの内容等）

1. 本サービスで提供されるサービス内容は、当社が別途定めるとおりとし、現状有姿で提供します。
2. 当社は、必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。なお、本サービスの全部又は一部の廃止をする場合には、第13条の規定に従うものとします。
3. 契約者は、当社の事前の承諾なくして、本サービスを第三者に利用させてはなりません。この場合、当社は、契約者又は第三者に生じたいかなる損害についてもその請求原因の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。

第3条 （本サービスの利用契約の締結）

1. 本サービスを利用しようとする方（以下「申込者」といいます。）は、本約款を承諾の上、当社に対し、本サービス利用の申込みを行うものとします。
2. 申込みは、当社がお渡しするサービス利用申込書（以下「申込書」といいます。）に、必要事項をすべて記入し、代表取締役印あるいは権限を有する役職者の役職印などを押印した上、申込書を当社に送付することによって行います。
3. 申込書が当社に送達され、当社において当該申込みを承諾した旨を当社から申込者の指定するアドレスに電子メールで送信したことをもって、申込者と当社との間の本約款に基づく本サービスの利用契約（以下「本サービス契約」といいます。）が成立します。
4. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みに係る本サービスの提供の全部または一部、本サービスに係る手配・保守が困難と当社が判断した場合
 - (2) 申込者が以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
 - (3) 申込書の内容に虚偽記載があった場合
 - (4) 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用または利用するおそれがある場合
 - (5) 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
 - (6) その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合
5. 前項の規定により当社が本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申込者に対し申込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

第4条 （申込事項変更等の通知）

1. 契約者は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは、当社が別途定める方法に従い書面または電子メールにて14日以内にその内容を当社に通知するものとします。
2. 契約者は、第16条第1項第1号から第6号に掲げる事由が生じたとき、または、そのおそれがあるときは、書面または電子メールにて遅滞なくその内容を当社に通知するものとします。

第5条 （本サービスの契約期間と解約の制限）

1. 本サービス契約の期間の始期は第3条第3項に定める契約成立日とし、終期は契約者によって当社に対して本サービス契約の解約の通知がなされた日を含む月の翌月の末日までとします。
2. 本サービスは、契約成立日より起算し6ヶ月間解約できないものとします。

第6条 （利用料金および支払方法）

1. 本サービスに関する基本月額料金およびその支払方法は当社が別途定めるサービス料金プランによるものとし、その他のオプション等についての金額および支払方法は、当社と契約者間で別途協議の上決定するものとし、なお、支払にかかる手数料は、契約者の負担とします。
2. 本サービスの利用開始後は、本約款に定めるもののほか、原因及び理由の如何にかかわらず当社は受領した料金を契約者に返金しません。

第7条 (データ等の保管およびバックアップ)

1. 契約者は、本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在するインターネット通信網を介したサービスであることを理解した上で、サーバ上において利用、作成、保管、記録等するファイル、データ、プログラムおよび電子メールデータ等の全て（以下「契約者保有データ」といいます。）を自らの責任において利用し、保管管理し、且つ、バックアップをするものとし、
2. 当社は、システム保安上の理由等により、契約者保有データを一時的にバックアップする場合があります。ただし、契約者より当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該バックアップデータの完全性等を含め何らの保証をしません。
3. 契約者が契約者保有データの喪失、改変、破壊等を原因として被った損害について、当社はその請求原因及び理由の如何を問わず何らの責任を負わないものとし、

第8条 (禁止行為)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとし、
 - (1) 法令に違反する行為、そのおそれのある行為またはそれに類似する行為
 - (2) 当社または第三者を差別もしくは誹謗中傷またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (3) 当社または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (4) 当社または第三者の法的保護に値する一切の権利又は利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかすもしくは容易にさせる行為またはそれらのおそれのある行為
 - (6) 虚偽の情報を意図的に提供する行為またはそれに類似する行為
 - (7) 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれのある行為
 - (8) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為またはそのおそれのある行為
 - (9) 当社のシステムを利用してコンピュータウイルス等他人の業務を妨害するもしくはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用する行為、第三者に提供する行為またはそのおそれのある行為
 - (10) 他人の ID もしくはパスワードを不正に使用する行為またはそれに類似する行為
 - (11) 本システムをリバースエンジニアリングする行為
 - (12) その他、他人の法的利益を侵害する方法もしくは公序良俗に反する方法または態様において本サービスを利用する行為
 - (13) 第19条第1項各号に定める行為
 - (14) 当社の事前の許諾なく、第三者に対して有償、または無償で本サービスを提供または使用を許諾する行為
2. 契約者が前項で規定する禁止行為に該当する行為を行ったと当社が判断したときは、当社は、契約者との契約を解除することができるとともに、契約者の行為によって被った損害等について契約者にその賠償を請求することができるものとし、
3. 当社は、第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行ったと当社が判断したときは、事前の通知又は同意なく、契約者保有データを削除することができるものとし、

第9条 (契約者の管理義務)

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり本サービスにアクセスするためのユーザーID、パスワードを自ら発行・管理することができるものとし、
2. 契約者は、ユーザーID等が第三者に不正に使用されないよう管理責任を負うものとし、
3. 契約者が前項の義務を怠ったために発生したいかなる損害も、当社はその請求原因の如何を問わず何ら責任を負わないものとし、
4. 契約者は、本サービスの使用に際しては、当社が別途指定するWEBサイトに掲載するマニュアルにのっとり使用するものとし、但し、契約者および契約者の発行したユーザーIDの利用者が本約款に違反する方法で使用し、それによって契約者に損害が生じた場合、当社はその請求原因及び理由の如何を問わず何ら責任を負わないものとし、

第10条 (契約上の地位の譲渡の禁止)

1. 契約者は、本サービスの提供を受ける権利および本サービス契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。
2. 合併または会社分割などにより契約者たる地位が承継されたときは、承継した法人は、承継があった事実を証明する書類を添えて、速やかに当社にその旨および新たな支払先について通知するものとします。
3. 承継した法人は、契約者の本約款に基づく一切の債務を承継するものとします。

第11条 (機密保持および個人情報の取扱い)

1. 当社は本サービスを通じて取得した契約者に関する情報（以下、「機密情報」といいます。）を本サービスの提供に係わる委託先以外の第三者に開示しないものとします。ただし、以下の情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
 - (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (3) 当社が独自に開発した情報
 - (4) 取得時に公知である、または、開示の時点において公知となっている情報
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、官公署その他から法令等の根拠に基づき開示が請求された場合は、当該官公署その他に対し秘密を保持することを要請したうえで、その要求に応じる限りにおいて契約者へのすみやかな通知を行う事を条件に開示することができる。
3. 当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）
 - (2) 本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査あるいは分析等を行うこと
 - (3) 契約者の同意に基づいて、必要な限度において第三者に提供すること
 - (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること
 - (5) 官公署その他から法令等の根拠に基づき開示が請求されたときに、これに基づいて提供すること
4. 当社が本サービス提供にかかる業務の全部または一部を第三者に委託し、これにより機密情報および個人情報の取扱いも第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において機密情報および個人情報を第三者に委託するものとします。

第12条 (本サービス提供の中止等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。
 - (1) 当社または当社の指定した業者のネットワークシステムまたはネットワーク機器（以下、「ネットワーク機器等」といいます。）の保守（以下に定める定期サーバーメンテナンスを含む）または工事の実施等、やむを得ないとき
 - ① OS パッチ適用
 - ② 各サーバソフトウェアパッチ適用
 - ③ プログラム修正およびバージョンアップ
 - ④ サーバリソース不足時のメンテナンス
 - ⑤ ディスク故障時のディスク交換
 - ⑥ Firewall 等ネットワーク機器のメンテナンス
 - ⑦ その他必要なメンテナンス
 - (2) 当社または当社の指定した業者のネットワーク機器等に障害が発生したとき
 - (3) 電気通信事業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) その他やむを得ない事由があるとき
2. 当社は、前項第1号の規定により本サービスの提供を中止する場合はその3日前までに、前項第2号ないし第4号の規定により本サービスの提供を中止する場合は可能な限り事前に、その理由および中止期間等を、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急時等のやむを得ないときはこの限りではありません。
3. 当社は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど、通信の全部または一部を利用することが出来なくなった場合もしくはそのおそれがある場合は、公共の利益のため

に本サービスの全部または一部の利用を制限あるいは中止することがあります。

4. 本条に定める本サービスの中止等により契約者又は第三者に損害が発生したとしても、当社はその請求原因及び理由の如何を問わず何らの責任を負いません。ただし、第 14 条第 4 項に該当する場合は当該定めに従うものとします。
5. 契約者は、本サービスの円滑な運用及び提供のために当社又は当社が指定する業者が事前に通知することなく契約者の本サービスサイトへログインする機会があることを予め承諾し、当社は、当該業者の行為につき、契約者に対し連帯して責任を負います。

第13条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、その都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 前項の場合、当社は、廃止の 6 か月前迄に当社が適切と判断する方法によって契約者に対しその旨を通知します。ただし、当社が緊急と判断するときはこの限りではありません。
3. 本条に定める本サービスの廃止により契約者又は第三者に損害が発生したとしても、当社はその請求原因及び理由の如何を問わず何らの責任を負いません。ただし、第 14 条第 4 項に該当する場合は当該定めに従うものとします。

第14条 (保証および責任)

1. 当社は、当社の故意または重過失がある場合を除き、本サービスの提供、遅延、制限、中断、廃止、障害、本サービスの利用停止、本サービス契約の終了等に起因して契約者および第三者に発生した損害について、その請求原因及び理由の如何を問わず何らの責任を負いません。
2. 当社が、契約者に対して負う損害賠償の累計総額は、その請求原因及び理由の如何に拘わらず、契約者が当社に対して支払った利用料金総額(但し、直近 12 ヶ月の総額を上限とする)を限度とします。
3. 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、契約者は、自身の責任と費用において解決するものとし、当社を一切免責します。
4. 当社は、契約者が本サービスを全く利用できない時間が 48 時間以上続いた場合は、基本月額料金から当該利用のできなかった時間分の料金を返金または値引するものとします。

第15条 (免責)

1. 当社は、契約者が本サービス上に登録した契約者保有データにつき、何らの保証も行わず、その請求原因及び理由の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスに関する不具合、バグ等の契約者からの指摘に対しては、可能な限りの調査を行いその結果を報告するものとしますが、その原因を解明する責任を負わず、また、その不具合あるいはバグによって生じた損害について、本約款にて明示的に定める場合を除き、その請求原因及び理由の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。ただし、第 14 条第 4 項に該当する場合は当該定めに従うものとします。
3. 本サービス用設備・システムにウイルスが侵入または第三者が不正にアクセスした場合、契約者に何らかの損害が生じたとしても、本約款にて明示的に定める場合を除き、当社はその請求原因及び理由の如何を問わず何らの責任を負わないものとします。ただし、第 14 条第 4 項に該当する場合は当該定めに従うものとします。

第16条 (当社からの契約解除)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービス契約を解除します。ただし、第 7 号から第 10 号に掲げる事由の場合には相当の期間を定めて、その履行の催告をなしても履行されないときに限り本サービス契約を解除するものとします。
 - (1) 申込にあたっての虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (2) 本サービスの利用に関し、直接または間接に当社または第三者に対し過大な負荷または重大な障害(ネットワーク機器等の設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
 - (3) 本約款に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社のネットワーク機器等に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - (4) 法令に違反したまたは公序良俗に反する態様において本サービスを利用したときまたはそのおそれがあるとき
 - (5) 契約者が、銀行取引停止処分、仮差押、または、差押を受けたとき
 - (6) 契約者が、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をなしたまたは、これらの申立を受けたとき
 - (7) 本サービスに係わる料金が支払期日を経過しても当社に支払われないとき
 - (8) 料金支払方法等に変更があり、変更した支払方法に必要な契約者情報が確認できないとき
 - (9) 第 4 条に定める通知をしないとき

- (10) 契約者が本約款に定める義務に違反したとき
2. 前項に基づく契約解除により当社が損害を被った場合には、契約者はその損害の一切を賠償するものとします。

第17条 (本サービスの利用終了後の処理)

1. 本サービス契約が終了することとなった場合、解約日の翌日より、契約者は本サービスを一切使用できないものとします。
2. 解約日に、当社にてサーバに登録されている当該契約者保有データおよび個人情報（以下、総称して「当該契約者保有データ等」といいます。）の論理削除（データへのアクセスを無効化）を実施し、解約日から1ヶ月後に契約者保有データ等の物理削除（データの削除）を実施します。本サービスのシステム構成上、物理削除できない契約者保有データ等（ログ等）については、空白もしくは別文字列で上書きして、当該契約者保有データ等の消去を実施します。

第18条 (存続条項)

その理由の如何を問わず、本サービス契約が終了した場合、又は本サービスの全部を廃止した場合であっても、第2条（本サービスの内容等）第3項、第6条（利用料金および支払方法）、第7条（データ等の保管およびバックアップ）、第8条（禁止行為）第2項・第3項、第9条（契約者の管理義務）第3項・第4項、第11条（機密保持および個人情報の取扱い）、第12条（本サービス提供の中止等）第4項、第13条（本サービスの廃止）第3項、第14条（保証および責任）、第15条（免責）、第16条（当社からの契約解除）第2項、第17条（本サービスの利用終了後の処理）、第19条（反社会的勢力排除）、第22条（合意管轄）、第23条（準拠法）についてはなお有効に存続するものとします。

第19条 (反社会的勢力排除)

1. 当社および契約者は、相手方が次の各号に該当する場合には、本サービス契約を解除することができるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である場合、または過去に反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社または契約者に対し、暴力、威力または詐欺的手法を用いた場合
 - (3) 当社または契約者に対し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、あるいは、自らの関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、当社または契約者の名誉や信用を毀損し、または毀損するおそれがある行為をした場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、当社または契約者の業務を妨害し、または妨害するおそれがある行為をした場合
 - (6) 当社または契約者に対し不当な要求を行った場合
2. 前項により本サービス契約が解除された場合、当社または契約者は、それによって生じた相手方の損害の一切を弁償するものとし、他方、当社または契約者に対して清算金、補償金等の名称の如何を問わず、また、その請求原因及び理由の如何を問わず、何らの請求をすることができないものとします。

第20条 (販促利用)

当社は、当社の販促活動を目的として、契約者の企業名または契約者の本サービスの利用に関するWEBサイトのキャプチャー画像等の利用許諾を契約者に申し出ることがあります。

第21条 (本約款の変更)

当社は、契約者に事前の告知なく本約款を変更することがあります。本約款が変更された場合、本サービスの利用については、変更後の本約款が適用されるものとします。
変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除いて、当社が別途指定するWEBサイトに掲載した時点より、効力を生じるものとします。

第22条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 (準拠法)

本約款の準拠法は日本法とします。

以上

2017年12月12日制定

2018年10月5日改訂

2020年6月30日改訂

2021年11月1日改訂